

(4) 立入検査・指導の充実

勧 告	説明図表番号
<p>ア 農場に対する立入検査の効率的かつ効果的な実施</p> <p>家畜の所有者における飼養衛生管理基準の遵守状況について、農林水産省は、「家畜伝染病予防法第 12 条の 5 の規定による指導及び助言、同法第 12 条の 6 第 1 項の規定による勧告並びに同条第 2 項の規定による命令に関するガイドラインの策定について」（平成 23 年 10 月 31 日付け 23 消安第 3929 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知。以下「家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドライン」という。）において、都道府県に対し、毎年の定期報告（項目 2(3)参照）の受理や立入検査（家畜伝染病予防法第 51 条第 1 項）の定期的な実施等により、その状況を的確に把握することを求めている。</p> <p>また、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、防疫指針（注 1）において、飼養衛生管理基準を確実に遵守させるため、都道府県は、一定の頭羽数の家畜を飼養する農場（注 2）に対し、原則として年 1 回以上立入検査を実施することとされている。</p> <p>さらに、農林水産省は、毎年度の防疫対策の強化通知（注 3）において、防疫指針による立入検査の対象に関し、i）口蹄疫については、大規模農場（家畜の大規模所有者（注 4）の農場。以下同じ。）、都道府県が必要と考える家畜を飼養する農場（例えば、口蹄疫等発生地域からの外国人労働者等を受け入れている農場等）を対象とし、また、これまでの立入検査の結果、飼養衛生管理に問題があった農場は優先的に立入検査を行うこと、ii）高病原性鳥インフルエンザ等については、100 羽以上（だちょうの場合にあっては、10 羽以上）の家畜を飼養する農場を対象として立入検査を行うことのほか、指導の実施状況の報告を求めている。</p> <p>（注 1）口蹄疫については、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下「防疫指針（口蹄疫）」という。）、高病原性鳥インフルエンザ等については、防疫指針（鳥インフルエンザ）。</p> <p>（注 2）1 頭以上の牛農場、5 頭以上の豚農場（豚を飼養する農場。以下同じ。）、100 羽以上の鶏農場（鶏を飼養する農場。以下同じ。）など、畜種ごとに一定の頭羽数が定められている。</p> <p>（注 3）農林水産省が毎年度、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化に関して、都道府県に対し通知しているもの。例えば、平成 25 年度については、「年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成 25 年 12 月 11 日付け 25 消安第 4271 号農林水産省消費・安全局長通知）、「平成 25 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成 25 年 9 月 6 日付け 25 消安第 2884 号農林水産省消費・安全局長通知）。以下これらを「防疫対策強化通知」と総称する。</p> <p>（注 4）家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 2 第 8 号において、成牛の場合は 200 頭以上、育成牛等の場合は 3,000 頭以上、豚の場合は 3,000 頭以上、鶏の場合は 10 万羽以上の家畜の所有者とされている。</p> <p>今回、調査対象 17 道府県（20 家畜保健衛生所）における防疫指針による立入検査の実施状況を調査したところ、牛又は豚の大規模農場（牛又は豚を飼養する大規</p>	<p>表 2-(4)-ア-①</p> <p>表 2-(4)-ア-②</p>

模農場。以下同じ。)、100羽以上の鶏農場に対しては、全て年1回以上の立入検査がおおむね実施できていたが、これら以外の農場に対しては、以下のとおり、立入検査が必ずしも十分に実施できていない状況がみられた。

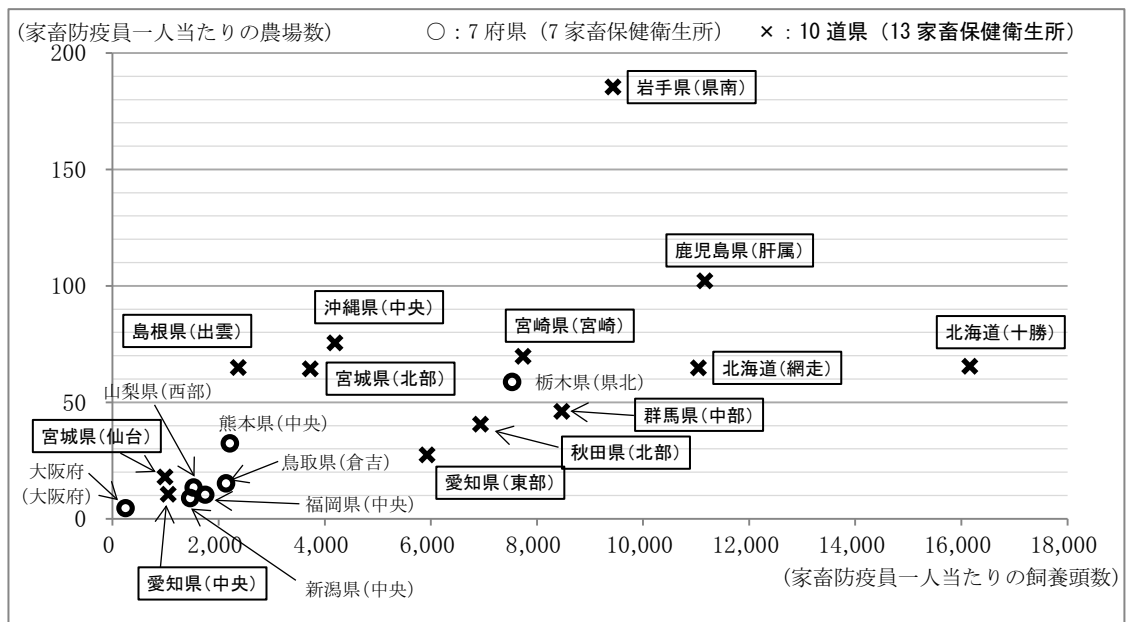
① 防疫指針による立入検査の実施状況

調査した17道府県(20家畜保健衛生所)における家畜防疫員一人当たりの農場数・飼養頭数(注5)と立入検査の実施状況(平成26年度)の関係をみると、次表のとおり、防疫指針に沿って対象農場に対する年1回以上の立入検査に対応できているものは7府県(7家畜保健衛生所)、対応できていないものは10道県(13家畜保健衛生所)となっており、家畜防疫員一人当たりの農場数・飼養頭数が多い家畜保健衛生所は、防疫指針に定める年1回以上の立入検査に対応することは困難な傾向がみられた。例えば、家畜防疫員一人当たりの農場数が最も少ない大阪府(大阪府家畜保健衛生所)(家畜防疫員一人当たり5農場、飼養頭数247頭)は、管内全ての農場に対し、おおむね年2回程度の立入検査を実施している一方で、家畜防疫員一人当たりの農場数が最も多い岩手県(県南家畜保健衛生所)(家畜防疫員一人当たり185農場、飼養頭数9,433頭)は、大規模農場以外の牛農場(牛農場のうち大規模農場以外の農場。以下同じ。)に対する立入検査は、対象農場数が多いため、おおむね5年に1回程度の実施頻度となっている。

(注5) 牛、豚、鶏の飼養頭羽数を換算係数(牛:豚:鶏=1:0.2:0.01)に基づき牛の頭数に換算したものである。

表 2-(4)-ア-③

表 調査対象17道府県(20家畜保健衛生所)の家畜防疫員一人当たりの農場数・飼養頭数及び立入検査の実施状況



- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 家畜防疫員の人数は、平成26年4月1日現在の家畜防疫員数である。
- 3 農場数及び飼養頭数は、平成26年の定期報告済み農場数及び当該農場の飼養頭数である。なお、北海道(網走家畜保健衛生所及び十勝家畜保健衛生所)、宮城県(仙台家畜保健衛生所及び北部家畜保健衛生所)、岩手県(県南家畜保健衛生所)、群馬県(中部家畜保健衛生所)、新潟県(中央家畜保健衛生所)、大阪府(大阪府家畜保健衛生所)、宮崎

県（宮崎家畜保健衛生所）、鹿児島県（肝属家畜保健衛生所）及び沖縄県（中央家畜保健衛生所）の9道府県11家畜保健衛生所においては、管内に定期報告が一部行われていない農場が存在するが（項目2(3)参照）、該当農場数が不明のため、これら農場を含めていない。

4 表中の「○」は防疫指針に沿った年1回以上の立入検査を実施できている家畜保健衛生所、「×」は年1回以上の立入検査を実施できていない家畜保健衛生所を示す。

また、年1回以上の立入検査を実施できていない道県の中には、以下のとおり、時間的な制約から十分な指導を行うことができない状況がみられた。

- i) 対象農場数の多さから、1農場に充てられる検査時間が十分確保できないため、飼養衛生管理基準の一部項目の遵守状況を確認できない（北海道（網走家畜保健衛生所及び十勝家畜保健衛生所）、岩手県（県南家畜保健衛生所））。
- ii) 農場別に飼養衛生管理基準が遵守されていない理由や事情を記録・整理する時間がなく、過去の指導等の経緯を踏まえた改善指導を十分に行うことができない（鹿児島県（肝属家畜保健衛生所））。

一方、年1回以上の立入検査を実施できている府県であっても、1日に複数の農場に対する立入検査を行うなど時間的な制約もあり、十分な指導を行うことが難しい現状となっている。

このように、家畜保健衛生所においては、厳しい人員体制の下で立入検査を実施しているが、調査した17道府県のうち獣医療法（平成4年法律第46号）第11条第1項の規定に基づき策定した獣医療を提供する体制の整備を図るための計画において、平成32年度における公務員獣医師（都道府県職員で、家畜衛生行政に携わる家畜防疫員及び公衆衛生行政に携わる獣医師）の確保に関する目標を設定している12県においては、大半が現状維持又は若干の増員にとどまっております（注6）、県の厳しい財政事情等を踏まえ、当面、家畜防疫員の大幅な増員は困難な状況がうかがえる。

（注6）獣医療を提供する体制の整備を図るための計画及び公務員獣医師の確保に関する目標の詳細については、項目2(4)才参照。

以上の状況を踏まえると、立入検査をより効率的かつ効果的に行っていく必要があり、そのためには、次のとおり、定期報告の一層の活用とともに、一部の道県で取り組んでいる非常勤職員等や家畜の所有者が行う自衛防疫活動の指導・推進を目的とする団体（以下「自衛防疫団体」という。）の活用などを拡大していくことが求められる。

i) 定期報告の活用

家畜の所有者が行う定期報告は、毎年、その飼養する家畜に係る衛生管理の状況を家畜保健衛生所が把握できるようにするものであるが、項目2(3)でみられたように必ずしも報告義務が遵守されていない状況にある。また、その報告内容をみると、飼養衛生管理基準の項目のうち、衛生管理区域に立ち入る車両の消毒や家畜を導入する際の健康観察等の実施など4項目が、牛、豚、鶏の全てで含まれていないため、年1回以上の立入検査を実施できない家畜保健衛生所においては、これらの項目の遵守状況を把握することができない状況となっ

表2-(4)-ア-④

表2-(4)-ア-⑤

ている。

このため、家畜の所有者に対し、定期報告を遵守させるよう指導の徹底を図ることに加え、定期報告の内容を飼養衛生管理基準の項目と整合を図ることで、立入検査を実施できない農場についても、家畜保健衛生所が定期報告を活用することにより飼養衛生管理基準の遵守状況を容易に把握することが可能となる。

ii) 非常勤職員等の活用

6 道県（北海道、宮城県、岩手県、秋田県、島根県及び宮崎県）においては、個人開業の獣医師や関係機関・団体に所属する獣医師を非常勤の家畜防疫員として任命し、これら獣医師に立入検査を行わせ、飼養衛生管理基準等の遵守状況を確認させている。また、鹿児島県においては、獣医師資格を保有する県の退職者を再雇用し、家畜防疫員が行う立入検査に同行させ、その補助をさせている（注7）。

（注7）これらの道県においては、道県本庁担当課に対する調査において上記の状況がみられたため、道県単位としている。

iii) 自衛防疫団体の活用

調査した17道府県のうち、大阪府及び沖縄県を除く15道県においては、道県内に自衛防疫団体があり、このうち、宮城県及び秋田県においては、自衛防疫団体に対し、家畜保健衛生所による立入検査とは別に、農場における飼養衛生管理基準の遵守状況に関する確認・指導を委託している。

なお、農林水産省は、防疫指針において、対象農場に対する原則として年1回以上の立入検査を求めながら、口蹄疫に関しては、防疫対策強化通知において、立入検査の対象となる農場数（母数）を定めることとしていないため、都道府県において立入検査が実施されていない牛又は豚を飼養する農場数がどの程度あるかを正確に把握できていない。このため、今後の施策の企画立案において、都道府県の実情を考慮しない結果につながるおそれがある。

② 立入検査の拒否に対する対応状況

調査した17道府県（20家畜保健衛生所）における立入検査の対象農場に対する平成22年度以降の実施状況をみると、5道県5家畜保健衛生所（北海道（網走家畜保健衛生所）、岩手県（県南家畜保健衛生所）、秋田県（北部家畜保健衛生所）、群馬県（中部家畜保健衛生所）及び島根県（出雲家畜保健衛生所））において、家畜の所有者による農場への立入拒否や、日程調整に応じないなどの理由により、1年以上にわたって立入検査を実施しておらず、中には、平成22年度以降、長期にわたって立入検査を実施していない例がみられた。

立入検査の拒否に対しては、家畜伝染病予防法第66条の規定に基づく罰則の適用があり得るが、家畜の所有者との関係が悪化し、家畜伝染病予防法に基づく円滑な業務運営に支障が生じることなどを懸念し、5道県（5家畜保健衛生所）

表 2-(4)-ア-⑥

表 2-(4)-ア-⑥
(再掲)

表 2-(4)-ア-⑦

では、これまで適用実績はない。

なお、農林水産省は、当省の調査実施後に、「平成 27 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」を発出し、都道府県に対し、長期にわたって立入検査に応じない鶏等の家きんを飼養する農場がある場合、その原因を分析した上で、立入検査の実施を見込めないと判断したときは、罰則の適用を含め、厳格に対処することを求めているが、平成 27 年 9 月 30 日現在、牛、豚等を飼養する農場に対して同様の対応を求める通知は発出していない。

表 2-(4)-ア-⑧

【所見】

したがって、農林水産省は、立入検査をより効率的かつ効果的に実施し、飼養衛生管理基準の遵守状況をよりの確に把握する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 定期報告の内容を見直す（家畜伝染病予防法施行規則の改正）とともに、都道府県に対し、非常勤職員等や自衛防疫団体の活用方策を具体的に示すこと。

また、口蹄疫に関する防疫指針による都道府県の立入検査の実施状況を的確に把握するため、立入検査の対象農場数（母数）の報告を求めるよう、口蹄疫に関する防疫対策強化通知を見直すこと。

② 都道府県に対し、長期にわたって立入検査に応じない牛、豚等を飼養する家畜の所有者に対しては、その原因を分析した上で、立入検査の実施が見込めない場合には、罰則の適用を含め、厳格に対処するよう指導すること。

表 2-(4)-ア-① 立入検査に関する規定等の内容（抜粋）

<p>○ 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号） （立入検査等）</p> <p>第51条 家畜防疫官又は家畜防疫員は、家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときは、競馬場、家畜市場、家畜共進会場等家畜の集合する場所、畜舎、化製場若しくは死亡獣畜取扱場、と畜場、倉庫、船舶、車両、航空機又は家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがあるその他の場所に立ち入って動物その他の物を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な限度において、動物の血液、乳汁等を採取し、若しくは動物の死体その他の物を集取することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第66条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 第51条第1項の規定による検査、採取若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>十六 （略）</p>					
<p>○ 「家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導及び助言、同法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令に関するガイドラインの策定について」（平成23年10月31日付け23消安第3929号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）</p> <p>3 飼養衛生管理基準の遵守状況の把握</p> <p>都道府県は、<u>法第12条の4第1項の規定による定期の報告の受理、法第51条第1項の規定による立入検査の定期的な実施（原則として年1回以上）等により、家畜の所有者における飼養衛生管理基準の遵守状況を的確に把握するものとする。</u></p>					
<p>○ 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成23年10月1日農林水産大臣公表）</p> <p>第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(2) 家畜の所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準を確実に遵守させるために、<u>家畜の所有者（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、5頭以上の家畜の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。</u></p> <p>① <u>法第51条に基づく農場への立入検査（原則として、年1回以上実施する。）</u> （以下略）</p>					
<p>○ 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年10月1日農林水産大臣公表</th> <th>平成27年9月9日農林水産大臣公表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(2) 家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準を確実に遵守させるために、<u>100羽以上の家きんの所有者（だちょうにあっては、10羽以上の家きんの所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施す</u></p> </td> <td> <p>第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(2) 家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じ、防疫措置への理解及び協力を得るために、<u>100羽以上の家きんの所有者（だ</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		平成23年10月1日農林水産大臣公表	平成27年9月9日農林水産大臣公表	<p>第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(2) 家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準を確実に遵守させるために、<u>100羽以上の家きんの所有者（だちょうにあっては、10羽以上の家きんの所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施す</u></p>	<p>第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(2) 家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じ、防疫措置への理解及び協力を得るために、<u>100羽以上の家きんの所有者（だ</u></p>
平成23年10月1日農林水産大臣公表	平成27年9月9日農林水産大臣公表				
<p>第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(2) 家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準を確実に遵守させるために、<u>100羽以上の家きんの所有者（だちょうにあっては、10羽以上の家きんの所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施す</u></p>	<p>第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(2) 家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じ、防疫措置への理解及び協力を得るために、<u>100羽以上の家きんの所有者（だ</u></p>				

る。	ちようにあつては、10羽以上の所有者)を対象として、定期的に次の措置を実施する。
① <u>法第51条に基づく農場への立入検査</u> (原則として、年1回以上実施する。) (以下略)	① <u>法第51条の規定に基づく農場への立入検査</u> (原則として、年1回以上実施する。) (以下略)

(注) 1 下線は当省が付した。

2 防疫指針(鳥インフルエンザ)については、当省の調査実施後(平成27年9月9日)に全部変更が行われたため、本表においては、23年10月1日の防疫指針の内容も併記した。

表 2-4)-ア-② 防疫対策強化通知における立入検査の内容

○ 口蹄疫に関する防疫対策強化通知(「年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」(平成25年12月11日付け25消安第4271号農林水産省消費・安全局長通知))	
1 牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底について	
家畜防疫員は、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。)第51条に基づき、家畜(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ。)の <u>大規模所有者</u> (家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第21条の2第8号に規定する大規模所有者をいう。以下同じ。)の <u>農場及び都道府県が必要と考える家畜の飼養農場</u> (例えば、口蹄疫等発生地域からの外国人労働者等を受け入れている農場など)に平成26年2月28日までに立ち入り、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導をすること(詳細は別紙のとおりとする。)	
2 防疫指針第2の2の(2)の①の立入検査の結果報告について	
平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に行った防疫指針第2の2の(2)の①の立入検査の結果について、様式1により飼養衛生管理状況の確認結果報告書を作成し、平成26年4月18日(金)までに農林水産省消費・安全局動物衛生課(以下「動物衛生課」という。)担当者宛て(略)に電子メールにより提出すること(報告の方法は、別紙の4から6までに準ずるものとする。)	
なお、上記1の立入検査をもって防疫指針第2の2の(2)の①の立入検査に代えることができる。	
(別紙) 牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び報告並びに指導の徹底について	
区分	別紙の内容
1 目的	家畜(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ)の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、報告するとともに、適切な飼養管理を指導することにより、口蹄疫等家畜の伝染性疾患の発生の予防に万全を期すること。
2 立入検査の対象農場	立入検査については、 <u>家畜の大規模所有者の農場及び都道府県が必要と考える家畜の飼養農場</u> を対象とすること。 また、 <u>これまでの立入検査の結果、飼養衛生管理に問題があつ</u>

	<p>た農場は優先的に立入検査を行うこと。</p> <p>なお、平成25年4月1日以降に既に飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を行っており、その結果、指導不要又は改善済みである場合には、当該確認の結果の報告をもって、これに代えることができるものとし、可能な限り、未確認の農場を訪問し、確認すること。</p>
3 確認の方法	<p>別添の飼養衛生管理基準チェックシートを活用し、家畜防疫員が各農場を訪問して飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するとともに、指導の徹底を図ること。また、1つの農場を複数名で確認した場合には、必ず家畜防疫員が最終的な確認を行うこと。なお、上記の指導を行った場合には、後日、その改善状況を確認すること。</p>
4 報告の方法	<p>様式1による飼養衛生管理状況の確認結果報告書（Excelファイル）を作成し、農林水産省消費・安全局動物衛生課担当者宛て（略）に電子メールにより提出すること。</p>
5 報告の期限	<p>平成26年4月18日（金）</p>
6 その他	<p>(1) 上記4により提出された飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書については、動物衛生課において都道府県別に取りまとめ、個々の農場が特定されないように配慮した上で、対象農場数、指導農場数（改善済及び改善指導中）、指導不要農場数及び各項目の遵守率について、公表すること。</p> <p>(2) 指導及び助言に対する改善が認められない農場に対しては、家伝法第12条の5の規定に基づく指導及び助言（既に同条の規定による指導及び助言を行っている場合には、家伝法第12条の6第1項の規定による勧告及び命令）等の実施を検討すること。</p>

(別添) 飼養衛生管理基準チェックシート

牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし農場の衛生管理チェック表

(平成25年度)

チェック項目		評価
第一 家畜防疫に関する最新情報の把握		
1	自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾患の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	□
第二 衛生管理区域の設定		
2	(1) 衛生管理区域を設定している。	
	(2) 衛生管理区域の境界が分かるようにしている。	
第三 衛生管理区域への病原体の持込みの防止		
3	衛生管理区域の出入口に門を設置したり、「部外者立入禁止」等の看板を設置して入場者・車両の入場制限をしている。	
4	(1) 衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している。	
	(2) 入場車両の消毒を常時行っている。	
5	(1) 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に立ち入る者用の消毒薬を効果のある状態で常設している。	□
	(2) 衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を常時行っている。	
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用している。(※)	□
	(2) 更衣前の衣服は、衛生管理区域専用の衣服等で完全に覆われている。(※)	
7	衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	□
8	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	□

9	衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去4月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込まないようにしている。	<input type="checkbox"/>	
10	家畜に給与する食品循環資源を原材料とする飼料は、加熱その他の適切な処理が行われたものを利用している。(※)	<input type="checkbox"/>	
第四 野生動物等からの病原体の侵入防止			
11	(1)給餌設備に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。 (2)飼料保管場所に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。		
12	飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>	
13	(1)衛生管理区域の境界に野生動物の侵入を防止することができる柵等を設置している。(※) (2)防鳥ネットの設置等により畜舎に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている。(※) (3)防鳥ネットの設置等により糞尿処理施設に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている(※)		
第五 衛生管理区域の衛生状態の確保			
14	(1)畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。 (2)家畜の体液(牛・水牛・鹿・めん羊・山羊において、生乳を除く。)が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに(豚・いのししにおいて、注射針にあっては少なくとも畜房ごとに)交換又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	空になった畜舎(豚・いのししに限る。)、畜房又はハッチ(牛・水牛・鹿・めん羊・山羊に限る。)の清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>	
16	家畜を適切な密度で飼養している。		
17	(1)未処理の糞尿を衛生管理区域外へ持ち出す場合には、持ち出す前後に運搬車両を消毒している。(※) (2)運搬車両に糞尿のこぼれ防止及びホコリの飛散防止措置を講じている。(※)		
第六 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処			
18	飼養する家畜が特定症状を呈している場合の家畜保健衛生所への連絡体制を確保している。		
19	飼養する家畜に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/>	
20	毎日、飼養する家畜の健康観察を行っている。	<input type="checkbox"/>	
21	(1)導入元の疾病発生状況及び導入畜の健康状態を確認後、家畜を導入している。 (2)導入畜が伝染性疾病にかかっていないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにしている。		
22	出荷又は移動の直前に家畜の健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>	
第七 埋却等の準備			
23	埋却、焼却又は化製処理の準備ができています。		
第八 感染ルート頭の早期特定のための記録の作成及び保管			
24	(1)衛生管理区域に立ち入る者の記帳等について、張り紙等により周知している。(※) (2)衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	<input type="checkbox"/>	
第九 大規模所有者に関する追加措置			
25	農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設を定め、飼養する家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。		
26	従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、所有者及び管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、全従業員に周知徹底している。		
<p>注1 <input type="checkbox"/>のある項目は、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定(定期の報告)による報告項目です。<input type="checkbox"/>には、必要に応じて家畜の所有者からの報告状況(チェックの有無)を記入して下さい。</p> <p>注2 評価欄には、○(適正に行われている)、×(適正に行われていない)又は- (業務体制上、行う必要がない)のいずれかを記入して下さい。</p> <p>注3 ※の項目(6(1)及び10)にあっては牛、水牛、鹿、めん羊又は山羊に限る。)は、飼養衛生管理基準に規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、未実施農場については、必要に応じてその実施を指導して下さい。ただし、この指導は様式1(*)の指導には当たりません。</p>			

様式1-1 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書

(都道府県名)

(単位：戸)

	農場数 (①+②)	①指導(*)が不要だった農場数		②指導(*)を行った農場数		チェック表の項目以外で行った改善指導の内容
				うち、改善済	うち、改善指導中	
肉用牛	大規模農場					
	それ以外の農場					
乳用牛	大規模農場					
	それ以外の農場					
豚	大規模農場					
	それ以外の農場					

(*) 行政手続法の指導（飼養衛生管理基準に規定されているものに関する指導に限る。）及び家畜伝染病予防法第12条の5の指導
注 平成25年4月1日以降、遵守状況を既に確認している場合には、その結果を活用することが可能です。

様式1-2 チェック表に基づいて改善指導を行った農場数

項目	肉用牛				乳用牛				豚				
	大規模		それ以外		大規模		それ以外		大規模		それ以外		
	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	
1 防疫に関する情報の把握													
2 (1)衛生管理区域の設定 (2)衛生管理区域の境界の明確化													
3 人・車両の入場制限													
4 (1)車両用の消毒薬の常設 (2)車両消毒の実施													
5 (1)立入者用の消毒薬の常設 (2)立入者の消毒の実施													
6 (1)衛生管理区域専用の衣服・靴の着用(※) (2)適切な方法による衣服・靴の着用(※)													
7 立入者の渡航歴等の確認及び入場制限													
8 他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒													
9 海外使用物品の持ち込み制限													
10 適切に処理された食品循環資源の利用(※)													
11 (1)給餌設備への排泄物混入防止対策 (2)飼料保管場所への排泄物混入防止対策													
12 飲用に適した水の給与													
13 (1)衛生管理区域への野生動物侵入対策(※) (2)畜舎への野生動物侵入対策(※) (3)糞尿処理施設への野生動物侵入対策(※)													
14 (1)畜舎・器具の洗浄又は消毒 (2)使用物品の家畜ごとの交換													
15 畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒													
16 適切な密度での飼育													
17 (1)糞尿運搬時の車両消毒(※) (2)糞尿運搬時の飛散防止対策(※)													
18 家畜保健衛生所への連絡体制の確保													
19 家畜の異常時の獣医師の診療・指導													
20 毎日の家畜の健康観察													
21 (1)導入元の疾病発生状況等の確認 (2)導入畜の隔離の実施													
22 移動前の健康状態の確認													
23 埋却・焼却・化製処理の準備													
24 (1)立入時の記帳等の周知(※) (2)立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管													
25 獣医師による定期指導													
26 従業員による通報体制の確保													
立入農場数													

(※) 飼養衛生管理基準には規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効となる項目です(網掛け)。

注1 チェックリストの各項目について、指導を行った農場数のうち、改善済みの農場数を○の欄、改善指導中の農場数を●の欄に記載して下さい。なお、○の欄には指導が不要だった農場数は含まないようにして下さい。

注2 立入農場数の欄には、様式1-1の農場数(①+②)を記載して下さい。

様式2 口蹄疫に関する研修会の開催状況(略)

○ 高病原性鳥インフルエンザ等に関する防疫対策強化通知（「平成25年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成25年9月6日付け25消安第2884号農林水産省消費・安全局長通知））

1 家きんの飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底について

家畜防疫員は、管轄の家きん飼養農場に立ち入り、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第12条の3の飼養衛生管理基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）の遵守状況を別紙1の飼養衛生管理チェック表に基づき確認するとともに、行政手続法（平成5年法律第88号）又は家伝法に基づき、適切に飼養衛生管理を実施するよう指導すること。なお、飼養衛生管理に係る確認の際には、必ず1名以上の家畜防疫員が当該確認を行うこと。また、指導の実施状況について、様式1により農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告すること（詳細な確認及び報告の方法は、別紙2のとおりとする。）。

なお、本立入検査をもって、防疫指針第2の2の(2)の①の立入検査に代えることができるものとする。

2 野鳥、ねずみ等の野生動物対策について

渡り鳥等の野鳥がウイルス伝播に関与していることが指摘されているが、一方で、ねずみ等の野生動物についても、多くの農場でその存在が確認されており、ウイルスを持ち込む可能性が指摘されている。これらのことを踏まえ、1の立入検査に当たっては、特に野鳥の侵入防止、ねずみの駆除対策等について確認し、不備が認められた場合は指導を徹底し、その後の改善状況を確認すること。

（別紙1）家きん農場の飼養衛生管理チェック表（平成25年度）

チェック項目		評価
第一 家畜防疫に関する最新情報の把握		
1	自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
第二 衛生管理区域の設定		
2	(1)衛生管理区域を設定している。	
	(2)衛生管理区域の境界が分かるようにしている。	
第三 衛生管理区域への病原体の持込みの防止		
3	衛生管理区域の出入口に門を設置したり、「部外者立入禁止」等の看板を設置して入場者・車両の入場制限をしている。	
4	(1)衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している。	
	(2)入場車両の消毒を常時行っている。	
5	(1)衛生管理区域及び家きん舎の出入口付近に立ち入る者用の消毒薬を効果のある状態で常設している。	
	(2)衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を常時行っている。	<input type="checkbox"/>
6	(1)衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用している。	<input type="checkbox"/>
	(2)家きん舎ごとの専用の靴を設置し、着用している。	<input type="checkbox"/>
	(3)更衣前の衣服は、更衣後の専用の衣服等で完全に覆われている。（※）	
7	衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
8	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家きん、卵等に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
9	衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去2月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	<input type="checkbox"/>
第四 野生動物等からの病原体の侵入防止		
10	(1)給餌設備に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。	
	(2)飼料保管場所に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。	
11	飼養する家きんに飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>

12	(1)衛生管理区域の境界に野生動物の侵入を防止することができる柵等を設置している。 (※)	
	(2)防鳥ネット等の設置により家きん舎に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
	(3)定期的防鳥ネット等の破損箇所を確認し、遅延なく破損箇所を修繕している。	<input type="checkbox"/>
	(4)防鳥ネット等の設置により糞尿処理施設に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている (※)	
13	(1)家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕している。	<input type="checkbox"/>
	(2)家きん舎内のねずみ及び害虫の駆除に必要な措置を講じている。	
第五 衛生管理区域の衛生状態の確保		
14	家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
15	空になった家きん舎又はケージの清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
16	家きんを適切な密度で飼養している。	
17	(1)未処理の糞尿を衛生管理区域外へ持ち出す場合には、持ち出す前後に運搬車両を消毒している。(※)	
	(2)運搬車両に糞尿のこぼれ防止及びホコリの飛散防止措置を講じている。(※)	
第六 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処		
18	飼養する家きんが特定症状を呈している場合の家畜保健衛生所への連絡体制を確保している。	
19	飼養する家きんに異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/>
20	毎日、飼養する家きんの健康観察を行っている。	<input type="checkbox"/>
21	(1)導入元の疾病発生状況及び導入家きんの健康状態を確認後、家きんを導入している。	
	(2)導入家きんが伝染性疾病にかかっていないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接させないようにしている。	
22	出荷又は移動の直前に家きんの健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
第七 埋却等の準備		
23	埋却、焼却又は化製処理の準備ができています。	
第八 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管		
24	(1)衛生管理区域に立ち入る者の記帳等について、張り紙等により周知している。(※)	
	(2)衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
第九 大規模所有者に関する追加措置		
25	農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設を定め、飼養する家きんの健康管理について定期的に指導を受けている。	
26	従業員が飼養する家きんが特定症状を呈していることを発見したときにおいて、所有者及び管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、全従業員に周知徹底している。	

- 注1 のある項目は、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定（定期の報告）による報告項目です。には、必要に応じて家畜の所有者からの報告状況（チェックの有無）を記入して下さい。
- 注2 評価欄には、○（適正に行われている）、×（適正に行われていない）又は－（業務体制上、行う必要がない）のいずれかを記入して下さい。
- 注3 ※の項目は、飼養衛生管理基準に規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、未実施農場については、必要に応じてその実施を指導して下さい。ただし、この指導は様式1（*）の指導には当たりません。

(様式1) 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書

(都道府県名)

(単位：戸)

	農場数 (①+②+③)	①指導が不要で あった農場数	②指導(*)を行った農場数		③未確認の農場 数(※1)	※1) 未確認の農場の調査実施時期及 び指導中の農場の改善見込み時期
			うち、 改善済	うち、 指導中		
鶏 (採卵用)	1,000羽以上					
	100～ 1,000羽未満					
鶏 (肉用)	1,000羽以上					
	100～ 1,000羽未満					
鶏 (卵用種鶏)	1,000羽以上					
	100～ 1,000羽未満					
鶏 (肉用種鶏)	1,000羽以上					
	100～ 1,000羽未満					

- 注1 鶏については、飼養形態（卵用、肉用、卵用種鶏又は肉用種鶏）ごとに分類してください。なお、複数の飼養形態で経営している農場は、主たる飼養形態にカウントしてください。
- 注2 平成25年7月以降、別添チェック表により、その遵守状況を既に確認している場合には、その結果を活用するとして差し支えありません。
- 注3 *の指導とは、行政手続法又は家畜伝染病予防法の指導をいいます。なお、行政手続法の指導は、口頭によるものを含みます。

改善指導内容

項目	鶏（採卵用）		鶏（肉用）		鶏（採卵種鶏）		鶏（肉用種鶏）	
	1,000 ≤	100 - 1,000	1,000 ≤	100 - 1,000	1,000 ≤	100 - 1,000	1,000 ≤	100 - 1,000
	○ ●	○ ●	○ ●	○ ●	○ ●	○ ●	○ ●	○ ●
1 防疫に関する情報の把握								
2 (1)衛生管理区域の設定 (2)衛生管理区域の境界の明瞭化								
3 人・車両の入場制限								
4 (1)車両用消毒薬の常設 (2)車両消毒の実施								
5 (1)立入者用の消毒薬の常設 (2)立入者の消毒の実施								
6 (1)衛生管理区域専用の衣服・靴の着用 (2)家きん舎ごとの専用の靴の着用 (3)適切な方法による衣服・靴の着用(※)								
7 立入者の渡航歴等の確認及び入場制限								
8 他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒								
9 海外使用物品の持ち込み制限								
10 (1)給餌施設への排泄物混入防止対策 (2)飼料保管場所への排泄物混入防止対策								
11 飲用に適した水の給与								
12 (1)衛生管理区域への野生動物侵入対策(※) (2)家きん舎への野生動物侵入対策 (3)破損箇所の定期的確認及び修繕 (4)排せつ物処理施設への野生動物侵入対策(※)								
13 (1)家きん舎の破損箇所の修繕 (2)家きん舎のねずみ・害虫の駆除								
14 家きん舎・器具の清掃又は消毒								
15 空の家きん舎・ケージの清掃及び消毒								
16 適切な密度での飼養								

- (注) 1 下線は当省が付した。
- 2 本表においては、水牛、鹿、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する農場に関する内容は、省略している。
- 3 口蹄疫に関する防疫対策強化通知は、平成 24 年 3 月以降、毎年発出されているが、ほぼ同内容となっているため、例として、25 年度の通知の内容を記載した。
また、高病原性鳥インフルエンザ等に関する防疫対策強化通知についても、平成 23 年 9 月以降、毎年発出されているが、ほぼ同内容となっているため、例として、25 年度の通知の内容を記載した。
- 4 平成 26 年度に発出された「年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」(平成 26 年 12 月 8 日付け 26 消安第 4383 号農林水産省消費・安全局長通知)においては、「対象農場及び対象農場以外の農場であって、家畜防疫員による立入検査の実施が平成 27 年 1 月以降になる農場に対しては、立入検査に先立ち、定期報告書(家畜伝染病予防法施行規則別記様式第 14 号)の飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表を用いて、直ちに飼養衛生管理の状況を自己点検するよう指導すること。」が明記されている。
- 5 高病原性鳥インフルエンザ等に関する防疫対策強化通知の「家きん農場の飼養衛生管理チェック表(平成 26 年度)」においては、平成 25 年度のチェックシートと比べて、次のとおり、内容が変更されている。
- i) 10(2)に「給水施設に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。」が新規追加されている。
- ii) 平成25年度のチェックシートの「17(1) 未処理の糞尿を衛生管理区域外へ持ち出す場合には、持ち出す前後に運搬車両を消毒している。(※)」が26年度のチェックシートでは「4(3)」に、同様に、「17(2) 運搬車両に糞尿のこぼれ防止及びホコリの飛散防止措置を講じている。(※)」が「4(4)」に項目番号が変更されている。
- iii) 上記 ii) により、平成25年度のチェックシートの「18」以降の番号が、26年度チェックシートでは、1つずつ繰り上がっている。

表2-(4)-ア-③ 調査対象17道府県（20家畜保健衛生所）における家畜防疫員一人当たりの農場数・飼養頭数及び立入検査の実施状況

区分	調査対象家畜保健衛生所	家畜防疫員数 A	農場数		飼養頭数		立入検査の実施状況		
			B	家畜防疫員一人当たり B/A	C	家畜防疫員一人当たり C/A	立入検査の対象農場 (防疫指針に定められた対象農場との違い)	立入検査の対象農場と実施頻度	
防疫指針に沿って対象農場に対する年1回以上の立入検査を実施できているもの 7府県(7家畜保健衛生所)	大阪府 (大阪府家畜保健衛生所)※	18	82	5	4,446	247	防疫指針と同じ	(対象農場に年2回実施)	
	福岡県 (中央家畜保健衛生所)	18	186	10	31,429	1,746	防疫指針と同じ	(対象農場に年2回実施)	
	新潟県 (中央家畜保健衛生所)※	17	179	11	17,876	1,052	防疫指針と同じ	(対象農場に年1回以上実施)	
	山梨県 (西部家畜保健衛生所)	11	148	13	16,798	1,527	防疫指針と同じ	(対象農場に年1回以上実施(鶏農場は年2回))	
	鳥取県 (倉吉家畜保健衛生所)	17	259	15	36,330	2,137	防疫指針には定められていない4頭以下の豚農場及び100羽未満の鶏農場を含む全農場を対象	(対象農場に年1回実施)	
	熊本県 (中央家畜保健衛生所)	19	615	32	42,050	2,213	防疫指針には定められていない4頭以下の豚農場及び100羽未満の鶏農場を含む全農場を対象	(対象農場に年1回以上実施)	
	栃木県 (県北家畜保健衛生所)	19	1,116	59	143,060	7,529	防疫指針と同じ	(対象農場に年1回実施)	

区分	調査対象家畜 保健衛生所	家畜 防疫員数 A	農場数		飼養頭数		立入検査の対象農場 (防疫指針に定められた対象農 場との違い)	立入検査の実施状況
			B 農場数	家畜防 疫員一 人当た り B/A	C 飼養頭数	家畜防 疫員一 人当た り C/A		
防疫指針に 定められて いる1頭の牛 農場を対象 農場から除 外している場 合や、畜種 によって年1 回の立入検 査を実施で きていない 場合がある など、防疫指 針に沿って 対象農場に 対する年1回 以上の立入 検査を実施 できていない もの	愛知県 (中央家畜保健 衛生所)	30	267	9	43,887	1,463	防疫指針に定められている1 頭の牛農場又は5頭の豚農場 を対象から除外 鶏農場は、防疫指針と同じ	(対象農場に年1回以上実施)
	宮城県 (仙台家畜保健 衛生所)※	16	285	18	15,810	988	防疫指針と同じ	24か月齢以上の乳用牛又は肉用繁殖雌牛農場は5年に1回(家畜伝 染病予防法第5条の規定に基づくヨーネ病等の検査に併せて実施) 肥育牛又は肥育豚のみを飼養する農場は、同検査の対象外のため、 立入検査を未実施 (上記以外の対象農場は年1回実施)
	愛知県 (東部家畜保健 衛生所)	24	656	27	142,274	5,928	防疫指針に定められている1 頭の牛農場又は5頭の豚農場 を対象から除外 鶏農場は、防疫指針と同じ	(対象農場に年1回以上実施)
	秋田県 (北部家畜保健 衛生所)	8	324	41	55,502	6,938	防疫指針と同じ	家畜伝染病予防法第5条の規定に基づくヨーネ病等の検査に併せて実 施しているため、検査対象の牛又は豚を飼養していない農場は立入検 査を未実施 (上記以外の対象農場は年1回実施)
	群馬県 (中部家畜保健 衛生所)※	15	691	46	127,073	8,472	防疫指針と同じ	大規模農場以外の搾乳牛又は繁殖和牛農場は4年に1回(家畜伝染 病予防法第5条の規定に基づくヨーネ病等の検査に併せて実施) (上記以外の対象農場は年1回実施)
	宮城県 (北部家畜保健 衛生所)※	17	1,093	64	63,411	3,730	防疫指針と同じ	24か月齢以上の乳用牛又は肉用繁殖雌牛農場は5年に1回(家畜伝 染病予防法第5条の規定に基づくヨーネ病等の検査に併せて実施) 肥育牛又は肥育豚のみを飼養する農場は、同検査の対象外のため、 立入検査を未実施 (上記以外の対象農場は年1回実施)
	島根県 (出雲家畜保健 衛生所)	9	584	65	21,359	2,373	防疫指針と同じ	10頭未満の肉用牛農場は2年に1回 (上記以外の対象農場は年1回実施)
	北海道 (網走家畜保健 衛生所)※	18	1,166	65	198,832	11,046	防疫指針と同じ	大規模農場以外の牛農場は3年に1回(家畜伝染病予防法第5条の 規定に基づくヨーネ病等の検査に併せて実施) 検査対象の牛又は豚を飼養していない農場は立入検査を未実施 (上記以外の対象農場は年1回実施)

区分	調査対象家畜 保健衛生所	家畜 防疫 員数 A	農場数		飼養頭数		立入検査の対象農場 (防疫指針に定められた対象農 場との違い)	立入検査の実施状況
			B	B/A	C	C/A		
	北海道 (十勝家畜保健 衛生所)※	27	1,766	<u>65</u>	436,385	<u>16,162</u>	防疫指針と同じ	大規模農場以外の牛農場は5年に1回(家畜伝染病予防法第5条の 規定に基づくヨウネ病等の検査に併せて実施) 検査対象の牛を飼養していない農場は立入検査を未実施 (上記以外の対象農場は年1回実施)
	宮崎県 (宮崎家畜保健 衛生所)※	34	2,368	<u>70</u>	263,115	<u>7,739</u>	防疫指針と同じ	大規模農場以外の牛農場は3年に1回 (上記以外の対象農場は年1回実施)
	沖縄県 (中央家畜保健 衛生所)※	13	980	<u>75</u>	54,515	<u>4,193</u>	防疫指針と同じ	牛農場は、ワクチン接種を行う農場を中心に実施しているが、体制 上、対象農場全てに立入検査を年1回実施することができない。 大規模農場以外の豚農場は3年に1回 (上記以外の対象農場は年1回実施)
	鹿児島県 (肝属家畜保健 衛生所)※	11	1,123	<u>102</u>	122,850	<u>11,168</u>	防疫指針と同じ	牛又は豚農場は、対象農場数が多く、体制上、対象農場全てに立入 検査を年1回実施することができないため、未実施の場合は翌年度に 優先して実施 (上記以外の対象農場は年1回実施)
	岩手県 (県南家畜保健 衛生所)※	18	3,336	<u>185</u>	169,796	<u>9,433</u>	防疫指針と同じ	大規模農場以外の牛農場は5年に1回(家畜伝染病予防法第5条の 規定に基づくヨウネ病等の検査に併せて実施) (上記以外の対象農場は年1回実施)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「家畜防疫員数」欄は、平成26年4月1日現在の家畜防疫員数である。

3 「農場数」及び「飼養頭数」の各欄は、平成26年の定期報告済み農場数及び当該農場の飼養頭数である。飼養頭数は、牛、豚、鶏の飼養頭羽数を換算係数(牛:
豚:鶏=1:0.2:0.01)に基づき牛の頭数に換算したものである。

なお、「調査対象家畜保健衛生所」欄に※印を付した家畜保健衛生所については、管内に定期報告が一部行われていない農場が存在するが(項目2(3)参照)、該
当農場数が不明のため、これら農場を含めていない。

4 本表でいう防疫指針は、防疫指針(口蹄疫)及び防疫指針(鳥インフルエンザ)を指し、これらの防疫指針には、1頭以上の牛農場、5頭以上の豚農場、100羽以上
の鶏農場など一定の頭羽数の家畜を飼養する農場に対し、原則として年1回以上立入検査を実施することとされている。

愛知県においては、家畜伝染病予防法施行規則第21条の3に定められた小規模所有者(牛にあっては1頭、豚にあっては6頭未満飼養する家畜の所有者)の農場を立
入検査の対象外としている。

5 「立入検査の実施状況」欄は、平成26年度における立入検査の対象農場に対する実施状況である。

(家畜防疫員一人当たりの農場数)

○:7府県(7家畜保健衛生所)

×:10府県(13家畜保健衛生所)



(注)1 表2-(4)-ア-③の調査対象家畜保健衛生所別の「家畜防疫員一人当たりの農場数」及び「家畜防疫員一人当たりの飼養頭数」を図にしたものである。

2 表中の「○」は防疫指針に沿った年1回以上の立入検査を実施できている家畜保健衛生所、「×」は年1回以上の立入検査を実施できていない家畜保健衛生所を示す。

表 2-(4)-ア-④ 平成 26 年 4 月に高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された熊本県の
鶏農場に対する農林水産省による疫学調査の概要及び同県における指導の
状況

飼養衛生管理基準 チェックシートの 項目		農林水産省疫学調査 チームによる調査概要	家畜保健衛生所に よる立入検査の結果	熊本県の見解
野生動物の侵入 防止のためのネット 等の設置、点検及 び修繕	防鳥ネット等の設置により家きん舎に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている。	発生鶏舎は、壁面に金網（マス目は5cmと比較的大きい）が設置され、遮光カーテン及び防鳥ネットで覆うことによって、野鳥等の侵入を防止。 <u>金網には、複数箇所破損が認められ、防鳥ネットの覆いにも隙間が認められた。</u>	24年度：遵守 （指導なし） 25年度：遵守 （指導なし）	立入検査は鶏が飼養されている状態の中で行うため、鶏への影響を考慮し、農林水産省の疫学調査のように鶏舎の隅々を詳細に調査することはできない。 また、100mほどの鶏舎が数本ある場合には、限られた時間の中で可能な限り破損等の確認を行っているが、全ての鶏舎の隅々を確認するには限界がある。
	定期的に防鳥ネット等の破損箇所を確認し、遅延なく破損箇所を修繕している。	鶏舎出入口には、前室はなく、金属製の引戸とネットの扉が設置されていたが、 <u>ネットの扉は閉めても上部に大きな隙間が認められ、ネット自体にも損傷が認められた。</u>	24年度：遵守 （指導なし） 25年度：遵守 （指導なし）	
ねずみ及び害虫の駆除	家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく、修繕している。	<u>発生鶏舎の側壁にはネズミ等が出入り可能な隙間が認められた。</u>	24年度：遵守 （指導なし） 25年度：遵守 （指導なし）	県では、防疫指針を踏まえ、県内の全農場に対し年1回以上の立入検査を実施しているが、1日に複数の農場に対し立入検査を実施しているため、農場への指導に十分な時間をかけることができていない。
	家きん舎内のねずみ及び害虫の駆除に必要な措置を講じている。	ネズミ対策として、月に1回、鶏舎内に殺鼠剤を設置。	24年度：遵守 （指導なし） 25年度：遵守 （指導なし）	

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-ア-⑤ 飼養衛生管理基準の項目と定期報告の内容の比較
(牛又は豚農場)

飼養衛生管理基準の項目 (概要)		定期報告の内容
第一	家畜防疫に関する最新情報の把握	自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。
第二	衛生管理区域の設定	(添付書類) (注3)
第三	衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限	(添付書類) (注3)
	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	(該当項目なし)
	衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒	衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。
	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用	衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用している。(豚に限る。)
	他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置	衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴(渡航歴)を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。
	他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。
	海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去4月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。
	処理済みの飼料の利用	家畜に給与する食品循環資源を原材料とする飼料は、加熱その他の適切な処理が行われたものを利用している。(豚に限る。)
第四	野生動物等からの病原体の侵入防止	(該当項目なし)
	飲用に適した水の給与	飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。
第五	畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等	畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。 家畜の体液(牛において、生乳を除く。)が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに(豚において、注射針にあつては少なくとも畜房ごとに)交換又は消毒をしている。
	空房、空ハッチ又は空舎の清掃及び消毒	空になった畜舎(豚に限る。)、畜房又はハッチ(牛に限る。)の清掃及び消毒をしている。
	密飼いの防止	(添付書類) (注3)
第六	特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	(該当項目なし)
	特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	家畜に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。
	毎日の健康観察	毎日、飼養する家畜の健康観察を行っている。
	家畜を導入する際の健康観察等	(該当項目なし)
	家畜の出荷又は移動時の健康観察等	出荷又は移動の直前に家畜の健康状態を確認している。
第七	埋却等の準備	(添付書類) (注3)

飼養衛生管理基準の項目（概要）		定期報告の内容
第八 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管		衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録を作成し、1年間保存している。
第九 大規模所有者に関する追加措置 (注4)	獣医師等の健康管理指導	(添付書類) (注3)
	通報ルールの作成等	(添付書類) (注3)
飼養衛生管理基準のうち定期報告にはない項目数		牛4項目、豚4項目

(鶏農場)

飼養衛生管理基準の項目（概要）		定期報告の内容
第一 家畜防疫に関する最新情報の把握		自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。
第二 衛生管理区域の設定		(添付書類) (注3)
第三 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限	(添付書類) (注3)
	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	(該当項目なし)
	衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者の消毒	衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を行っている。
	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用	衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家きん舎専用の靴を設置し、着用している。
	他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置	衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。
	他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家きんに直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。
	海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去2月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。
第四 野生動物等からの病原体の侵入防止	給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	(該当項目なし)
	飲用水の消毒	野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を飲用水として用いる場合に消毒している。
	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	野鳥等の野生動物の侵入を防止することができる防鳥ネット等を設置している 定期的に防鳥ネット等の破損状況を確認し、破損箇所の修繕を行っている。
	ねずみ及び害虫の駆除	家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合に、遅滞なく、その破損箇所の修繕を行っている。
第五 衛生管理区域の衛生状態の確保	家きん舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等	家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。
	空舎又は空ケージの清掃及び消毒	空になった家きん舎又はケージの清掃及び消毒をしている。
	密飼いの防止	(添付書類) (注3)
第六	特定症状が確認された場	(該当項目なし)

飼養衛生管理基準の項目（概要）		定期報告の内容
家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処	合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	
	特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	家きんに異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。
	毎日の健康観察	毎日、飼養する家きんの健康観察を行っている。
	家きんを導入する際の健康観察等	(該当項目なし)
	家きんの出荷又は移動時の健康観察	出荷又は移動の直前に家きんの健康状態を確認している。
第七 埋却等の準備		(添付書類) (注3)
第八 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管		衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録を作成し、1年間保存している。
第九 大規模所有者に関する追加措置 (注4)	獣医師等の健康管理指導	(添付書類) (注3)
	通報ルールの作成等	(添付書類) (注3)
飼養衛生管理基準のうち定期報告にはない項目数		4項目

- (注) 1 飼養衛生管理基準、家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 2 及び同条に規定する別記様式第 14 号を基に当省が作成した。
- 2 網掛けは、飼養衛生管理基準の項目にはあるものの、定期報告にはないものを示す。
- 3 「(添付書類)」は、家畜伝染病予防法施行規則様式第 14 号には含まれていないため、家畜の所有者が、都道府県に対し、遵守状況の確認結果を報告することとされていないが、衛生管理区域等を明示した平面図など、家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 2 の規定に基づき、飼養衛生管理基準の項目の状況が把握できる書類を定期報告に添付することとされている項目を示す。
- 4 「第九 大規模所有者に関する追加措置」の 2 項目については、大規模所有者のみに遵守が義務付けられている飼養衛生管理基準の項目である。

表 2-(4)-ア-⑥ 非常勤職員等や自衛防疫団体を活用し、農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導が行われている例

取組内容	該当道県数
立入検査業務に非常勤職員等の活用が行われているもの	7 道県
個人開業の獣医師や関係機関・団体に所属する獣医師を非常勤の家畜防疫員として任命し、立入検査業務を行わせているもの	6 道県 (北海道、宮城県、岩手県、秋田県、島根県、宮崎県)
非常勤の家畜防疫員として任命されていないものの、獣医師資格を保有する県の退職者を家畜防疫指導員として再雇用し、家畜防疫員が行う立入検査に同行させ、その補助をさせているもの	1 県 (鹿児島県)
自衛防疫団体に対し、家畜保健衛生所による立入検査とは別に、農場における飼養衛生管理基準の確認・指導が委託されているもの	2 県 (宮城県：一般社団法人宮城県畜産協会に対し委託し、同協会は、平成 26 年度に 30 農場を対象に確認・指導を実施) ・(秋田県：公益社団法人秋田県農業公社に対し委託し、同公社は、平成 25 年度に 320 農場を対象に確認・指導を実施) (注 2)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 公益社団法人秋田県農業公社においては、4 年間で県内の全ての農場に対し確認等を実施する予定であるが、平成 27 年 4 月末現在、委託事業の 26 年度実績の集計が完了していないため、25 年度の実績を記載した。

表 2-(4)-ア-⑦ 家畜の所有者から農場への立入りを拒否されたことなどにより、立入検査を実施していない例

調査対象 家畜保健 衛生所	調査結果
北海道 (網走家畜保健衛生所)	<p>牛の大規模農場に対して年 1 回、立入検査を実施することとしている。</p> <p>当省が立入検査の実施状況を調査したところ、1 農場 (注 1) について、平成 24 年度以降、立入検査を実施していない状況がみられた (注 2)。</p> <p>網走家畜保健衛生所は、この状況について、平成 24 年度に 2 回 (平成 24 年 11 月、25 年 3 月) にわたって、事前に連絡した上で、立入検査の実施のため農場に往訪したもののいずれも家畜の所有者が不在であるとの理由で立入りを拒否されたこと、25 年度 (4 月) には、再度、立入検査の実施のため農場に往訪したところ、家畜の所有者が在宅していたものの立入検査に応じなかったことから、これまで立入検査を実施できず、家畜の所有者が立入検査に応じない理由も不明であるとしている。</p> <p>(注 1) 当該農場は、平成 25 年度時点では大規模農場に区分されていたが、飼養頭数が減少したため、26 年度からは大規模農場以外の農場となっている。</p> <p>(注 2) 平成 26 年 11 月末現在の状況である。</p>
岩手県 (県南家畜保健衛生所)	<p>5 頭以上の豚農場及び 100 羽以上の鶏農場に対して年 1 回、立入検査を実施することとしている。</p> <p>当省が立入検査の実施状況を調査したところ、2 豚農場 (うち 1 農場は大規模農場) については平成 25 年度以降、3 採卵鶏農場のうち 1 農場については 22 年度以降、2 農場については 24 年度以降、立入検査を実施していない状況がみられた (注)。</p> <p>県南家畜保健衛生所は、これらの 5 農場に対する立入検査を実施しなかった理由について、電話により実施日等の調整を行ったが、最終的に家畜の所有者の承諾が得られなかったためであるとしている。</p> <p>(注) 平成 26 年 10 月 21 日現在の状況である。</p>
秋田県 (北部家畜保健衛生所)	<p>5 頭以上の豚農場に対して年 1 回、立入検査を実施することとしている。</p> <p>当省が立入検査の実施状況を調査したところ、種豚を育成する 1 農場において、家畜防疫員による農場への立入りについて承諾が得られなかったとして、平成 25 年度以降、立入検査を実施していない状況がみられた (注)。</p> <p>(注) 平成 26 年 9 月 24 日現在の状況である。</p>
群馬県 (中部家畜保健衛生所)	<p>大規模農場以外の搾乳牛又は繁殖和牛農場に対しては 4 年に 1 回、豚又は鶏農場に対しては年 1 回、立入検査を実施することとしている。</p> <p>当省が平成 25 年度における立入検査の実施状況を調査したところ、203 牛農場 (いずれも大規模農場以外の農場)、59 豚農場及び 3 鶏農場について、立入検査を実施していない状況がみられた (注)。</p> <p>中部家畜保健衛生所は、各農場の立入検査を実施していない理由を記録していないため、詳細は不明としているが、家畜伝染病等が流行していることを理由として家畜防疫員による農場への立入りを拒否された又は日程調整が整わなかったなど、家畜の所有者の承諾が得られなかった場合があるとしている。</p> <p>(注) 平成 26 年 9 月 16 日現在の状況である (調査時点で廃業又は廃業予定の農場を除く。)</p>
島根県 (出雲家畜保健衛生所)	<p>平成 25 年度において、10 頭未満の肉用牛農場に対して 2 年に 1 回の実施頻度としているものの、10 頭以上の肉用牛農場に対しては年 1 回立入検査を実施することとしている。</p>

調査対象 家畜保健 衛生所	調査結果
生所)	<p>当省が立入検査の実施状況を調査したところ、年1回立入検査を実施することとされている10頭以上の肉用牛農場（5農場）について、家畜の所有者と日程調整が整わなかったとして、平成24年度以降、一度も立入検査を実施していない状況がみられた（注）。</p> <p>なお、出雲家畜保健衛生所は、平成24年度の立入検査の実施に当たっては、23年度から規模の拡大が行われた農場及び23年度の立入検査で指導を行った農場に対し、立入検査を実施することとしていたが、当該5農場における24年度の立入検査が未実施の理由は記録していないため、不明である。</p> <p>（注）平成26年9月5日現在の状況である。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2-(4)-ア-⑧ 「平成27年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成27年9月9日付け27消安第3111号農林水産省消費・安全局長通知）における立入検査に応じない場合の対応に関する内容（抜粋）

<p>(別紙1) 家きんの飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び報告並びに指導の徹底について</p> <p>6 その他</p> <p>(3) <u>長期にわたって立入検査に応じない農場がある場合、その原因を分析をした上で、立入検査の実施を見込めないと判断したときは、罰則の適用を含め、厳格に対処すること。</u></p>

（注）下線は当省が付した。